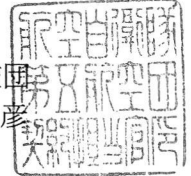


# 公 告

契約担当官  
航空自衛隊第5航空団  
会計隊長 越智 靖彦



下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

## 記

### 1 入札に付する事項

- (1) 件 名 水質検査(毎月検査)8件 外5件
- (2) 履行場所 契約相手方施設
- (3) 履行期間 契約締結日～令和7年3月31日
- (4) 契約方法 単価契約

2 入札日時 令和6年4月8日(月) 10時00分

3 入札方式 一般競争入札

4 入札場所 航空自衛隊新田原基地司令部庁舎1F入札室

### 5 参加資格

- (1) 令和4・5・6年度の資格審査結果通知書(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- (3) 防衛省 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された単価に各予定数量を乗じて計算した金額の合計(予定総価)額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 保証金 入札保証金:免除、契約保証金:免除

8 契約書等作成の必要の有無 有

9 説明会 なし

10 契約条項を示す場所 航空自衛隊新田原基地会計隊契約班及び新田原基地ホームページ

11 適用する契約条項 航空自衛隊標準契約条項の委託契約条項及び適用契約条項の関係条項による。

### 12 その他

- (1) 第5項の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された単価に予定数量を乗じて得た額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を徴収することとする。
- (3) 入札参加希望者は、下記連絡先まで一報の上、入札開始前までに資格審査結果通知書の写しを会計隊契約班に提出すること。(FAX可とする。)
- (4) 入札に代理人が参加する場合は、委任状(随意様式)を提出すること。
- (5) 郵便入札を可とする。その際は、入札日前日必着(土日祝日を除く。)とする。
- (6) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

〒889-1492 宮崎県児湯郡新富町大字新田19581

航空自衛隊新田原基地 第5航空団会計隊契約班 担当: 片野坂  
TEL 0983-35-1121(内線)5739 FAX 0983-35-1805(直通)



# 内 訳 書

番号	品名	規格	単位	予定数量	単価	金額	備考
(役)№2 1 環境衛生費	1 水質検査(毎月検査)	仕様書のとおり 浄水(11項目)	件	8			
(役)№2 1 環境衛生費	2 水質検査(専用水道検査)	仕様書のとおり 浄水(24項目)	件	3			
(役)№2 1 環境衛生費	3 水質検査(全項目検査)	仕様書のとおり 浄水(51項目)	件	1			
(役)№2 1 環境衛生費	4 水質検査(基準項目検査)	仕様書のとおり 原水(39項目)	件	2			
(役)№2 1 環境衛生費	5 水質検査(指標菌検査)	仕様書のとおり 原水(2項目)	件	24			
(役)№2 1 環境衛生費	6 水質検査(クリプトスポリジウム、ジアロジウム検査)	仕様書のとおり 原水	件	8			
		以下余白					
	計						

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	水質検査	下甌島LPS-R00002	
		承認	令和5年2月28日
		作成	令和5年2月28日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	第9警戒隊		
<p>1 総則</p> <p>1.1 適用範囲 この仕様書は、航空自衛隊下甌島分屯基地における水質検査について適用する。</p> <p>1.2 履行場所 契約相手方施設</p> <p>1.3 履行期間 調達要領指定書で示す。</p> <p>1.4 引用文書等 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。</p> <p>a) 水道法（昭和32法律第177号）</p> <p>b) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）</p> <p>c) 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）</p> <p>d) 水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について（通知）（平成19年3月30日健水発第0330005号）別添「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」</p> <p>2 役務に関する要求</p>			

品名又は件名	水質検査
2.1 検査資格	
	<p>本役務の請負者は、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は、厚生労働大臣の登録を受けた者とする。</p>
2.2 検査内容	
	<p>調達要領指定書で示す。</p>
2.3 提出書類	
	<p>各検査項目の試験終了後、速やかに水質検査結果書(任意様式)を官側に提出するものとする。</p>
2.4 検査	
	<p>検査は、契約担当官の定める監督・検査事務処理要領によるものとし、水質検査結果書受領後、検査官の確認をもって完了とする。</p>
2.5 その他必要な事項	
	<p>採水瓶等は、検査日程等を調整した期日までに準備するものとし、その際の送受に係る費用等は全て請負者の負担とする。</p>
2.6 その他	
	<p>本仕様書において疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。</p>

調達要領指定書	調達要求番号	役No.
	調達要求年月日	令和 6 年 月 日
	作成部課	第9警戒隊
	作成年月日	令和 6 年 月 日
品名又は件名	水質検査	
仕様書番号	下甌島LPS- R00002	

指定事項：

1.3 履行期間

a) 契約締結日～令和7年3月31日

2.2 検査内容

a) 水質基準に関する省令の規定に基づき、下表に示す水質検査項目を、各検査ごとに項目を抜粋し、検査を実施する。

項目		ア	イ	ウ	エ
1	一般細菌	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物			○	○
4	水銀及びその化合物			○	○
5	セレン及びその化合物			○	○
6	ヒ素及びその化合物			○	○
7	鉛及びその化合物			○	○
8	六価クロム化合物			○	○
9	亜硝酸態窒素			○	○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○	○	○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○	○
12	フッ素及びその化合物			○	○
13	ホウ素及びその化合物			○	○
14	四塩化炭素			○	○
15	1,4-ジオキサン			○	○
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○	○
17	ジクロロメタン			○	○
18	テトラクロロエチレン			○	○
19	トリクロロエチレン			○	○
20	ベンゼン			○	○
21	塩素酸		○	○	
22	クロロ酢酸		○	○	
23	クロロホルム		○	○	
24	ジクロロ酢酸		○	○	
25	ジブromokロロメタン		○	○	
26	臭素酸		○	○	

27	総トリハロメタン		○	○	
28	トリクロロ酢酸		○	○	
29	ブロジクロロメタン		○	○	
30	ブromoホルム		○	○	
31	ホルムアルデヒド		○	○	
32	亜鉛及びその化合物			○	○
33	アルミニウム及びその化合物			○	○
34	鉄及びその化合物			○	○
35	銅及びその化合物			○	○
36	ナトリウム及びその化合物			○	○
37	マンガン及びその化合物			○	○
38	塩化物イオン	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等			○	○
40	蒸発残留物			○	○
41	陰イオン界面活性剤			○	○
42	ジオスミン	○	○	○	○
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○
44	非イオン界面活性剤			○	○
45	フェノール類			○	○
46	有機物 (TOC)	○	○	○	○
47	PH値	○	○	○	○
48	味	○	○	○	
49	臭気	○	○	○	○
50	色度	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○

- ア 毎月検査 浄水 (11項目) : 実施回数 8回  
 実施予定月 (4月, 6月, 7月, 9月, 10月, 12月, 1月, 3月)
- イ 専用水道検査 浄水 (24項目) : 実施回数 : 3回  
 実施予定月 (5月, 8月, 2月)
- ウ 全項目検査 浄水 (51項目) : 実施回数 1回  
 実施予定月 (11月)
- エ 基準項目検査 原水 (39項目) : 実施回数 1回 (水源地 2箇所)  
 実施予定月 (11月)
- b) 「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」第3項第2に基づき, 指標菌検査を月1回, クリプトスポリジウム, ジアルジア検査を年4回 : 実施予定月 (5月, 8月, 11月, 2月) 実施する。  
 また, 採水場所については水源地 2箇所とする。

# 委任状

令和6年4月8日

契約担当官  
航空自衛隊第5航空団  
会計隊長 越智 靖彦 殿

(委任者)  
住 所  
会 社 名  
代 表 者

私は、下記の者を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任します。

- 1 件名 水質検査（毎月検査）8件 外5件
- 2 履行場所 契約相手方施設

(代理人)  
住 所  
氏 名